

広島県告示第二百九十五号

平成十年広島県告示第三百九十五号（広島県産業科学技術研究所における使用料の種別及び額）の全部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第十一号）第五条第三項及び第四項の規定により、ひろしま産学共同研究拠点における使用料等の種別及び額を次のように定める。

一 使用料

種 別	単 位	金 額
一 分析機械	一時間につき	一四、一〇〇円
1 透過型電子顕微鏡	一時間につき	二、二二〇円
2 顕微鏡試料作成装置	一時間につき	一、九八〇円
3 ウルトラミクロトーム	一時間につき	二、八二〇円
4 透過型電子顕微鏡関連機器	一時間につき	一、七二〇円
5 光電子分光装置関連機器	一時間につき	八、〇九〇円
二 測定機械	一時間につき	
光電子分光装置	一時間につき	

二 手数料

種 別	単 位	金 額	備 考
一 成績書及び証明書	一部につき	七〇〇円	
1 和文	一時間につき	一、二〇〇円	三〇分に満たない場合は、一、八〇〇円とする。
2 英文	一時間につき	三、六〇〇円	三〇分に満たない場合は、一、八〇〇円とする。
二 前処理及び試料調製	一時間につき	三、六〇〇円	
三 設備利用における機器操作	一時間につき	三、六〇〇円	